

旭川医科大学博士論文審査実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年2月8日大学院委員会決定)

旭川医科大学博士論文審査実施細則の一部を改正する細則

旭川医科大学博士論文審査実施細則（平成16年4月1日大学院委員会決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(論文提出資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 学位規程第4条第3項の規定に基づく学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学部門においては5年以上、臨床医学部門においては6年以上の研究歴を有する者</p> <p>(2) 大学の医学部又は歯学部以外の学部を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者</p> <p>(3) その他旭川医科大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）が前各号と同等以上の学力があると認めた者で、9年以上の研究歴を有する者</p> <p><u>2 前項の各号に規定する研究歴のうち、2年以上は本学において研究に従事することとし、その間の身分は大学院学生、研究生、職員</u><br/><u>のいずれかとする。</u>（新設）</p> <p>3 前2項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。</p> | <p>(略)</p> <p>(論文提出資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 学位規程第4条第3項の規定に基づく学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学部門においては5年以上、臨床医学部門においては6年以上の研究歴を有する者</p> <p>(2) 大学の医学部又は歯学部以外の学部を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者</p> <p>(3) その他旭川医科大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）が前各号と同等以上の学力があると認めた者で、9年以上の研究歴を有する者</p> <p>2 前項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。</p> |

- (1) 大学の常勤職員として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (2) 大学院の医学研究科又は歯学研究科を退学した者の大学院に在学した期間
- (3) 研究生として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (4) 大学院委員会が認める研究機関において常勤職員として研究に従事した期間
- (5) 大学院委員会が前4号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(略)

第10条 この細則に定めるもののほか、博士論文審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

#### 附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前に旭川医科大学学位規程第4条第3項の規定に基づく学位の授与を申請することのできる者として認められた者については、改正後の第3条第2項にかかわらず、なお従前の例による。

#### **【改正理由】**

論文博士の論文提出資格について、本学での研究歴を有することを必須とし、所要の改正を行うものである。

- (1) 大学の専任職員として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (2) 大学院の医学研究科又は歯学研究科を退学した者の大学院に在学した期間
- (3) 研究生として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (4) 大学院委員会が認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間
- (5) 大学院委員会が前4号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(略)